

令和4年4月1日から 滋賀県市町の入札参加資格審査申請が 変わります！

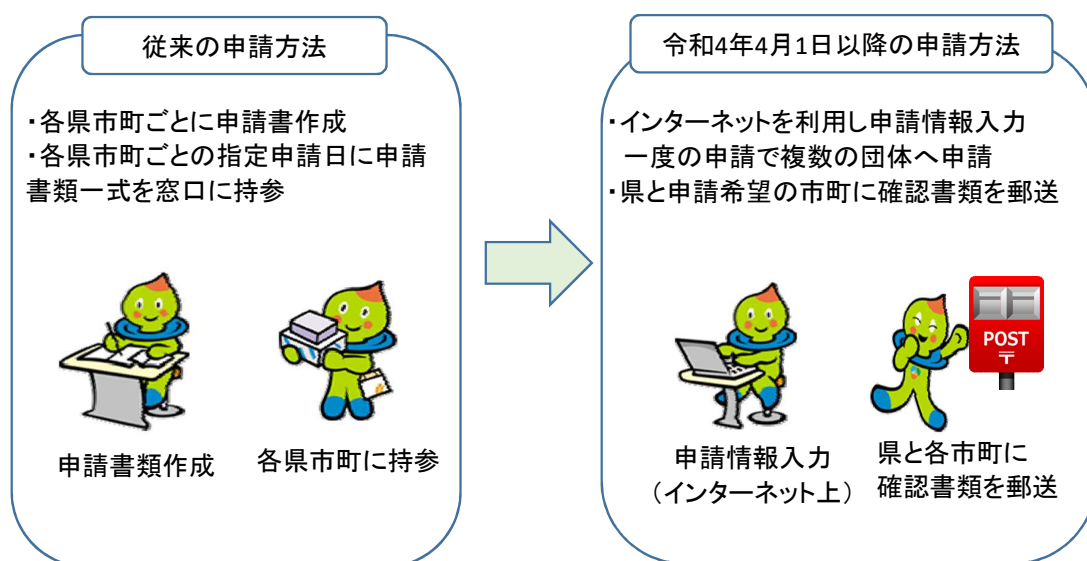
県、市町が個別に行っていた工事等(※)の入札参加資格審査申請の受付および審査の一部を令和4年度から共同化します。この共同化に伴い申請の電子化や参加要件の統一化など滋賀県内の県市町の申請が変わります。

令和4年4月1日以降の申請から適用されます。(令和5年度に使用する名簿に反映)

※工事等とは建設工事、建設コンサルタント等、土木施設維持管理業務を指します。

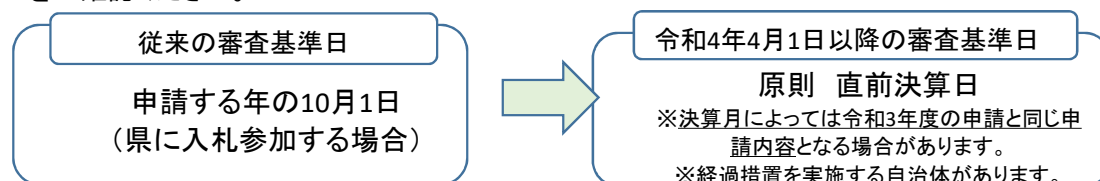
1. 申請が電子化されます。

○紙での申請からインターネット上のシステムを利用して行う電子申請になります。
○県市町がシステムを共同利用しますので、一度の申請で県内の各団体に同時に申請することが可能です。※各団体に確認書類を提出することは引き続き必要です。



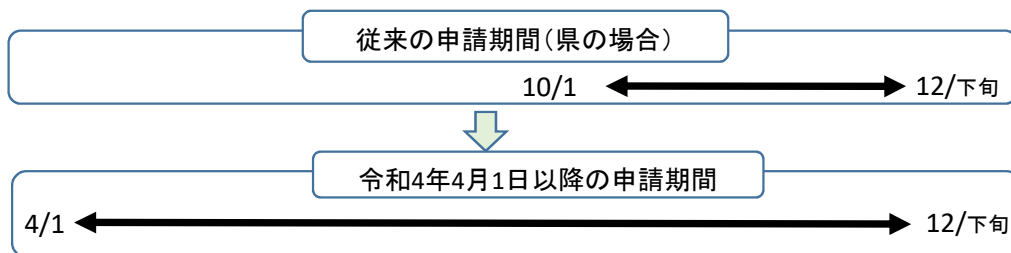
2. 審査基準日が変わります。

○県、市町で工事高や技術職員の雇用に係る審査基準日を統一します。
※主観点項目に関する審査基準日については個々の項目毎に審査基準日を設けます。
※技術者要件等について経過措置を実施する自治体もございます。詳しくはマニュアルをご確認ください。



3. 申請期間が変わります。

○申請期間が4月1日から12月下旬までに変わります。



※事務の平準化のため次のとおり**決算日**に応じた**申請月**を設けます。
決算月によっては令和3年度の申請と同じ申請内容(実績高等)となる場合があります。

決算月	R3年7～10月	R3年11月～R4年2月 個人事業主	R4年3～6月
申請月	R4年4～6月	R4年7～9月	R4年10～12月

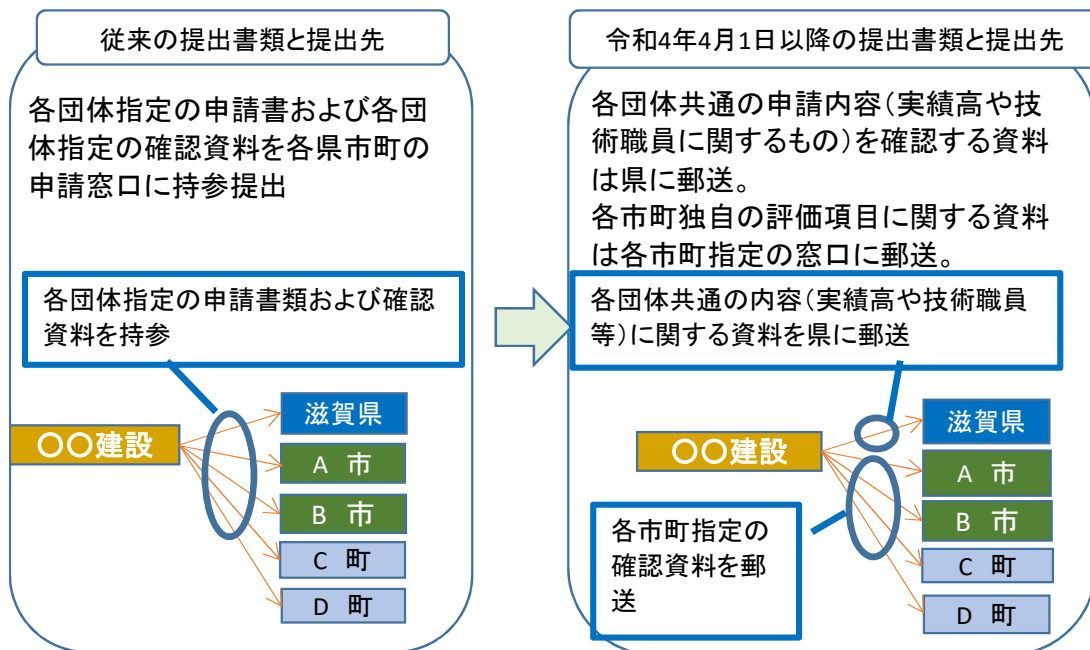
建設工事は申請に際し決算月の経営事項審査結果通知の情報が必要となりますので申請月が限定される場合がございます。

例えば、6月決算の業者様は12月に結果通知が発行されるので12月の申請となります。

4. 提出書類および提出先が変わります。

○各県市町共通の申請内容を確認する資料については県に郵送。各市町独自の確認項目については各市町に郵送提出。

○市町にのみ入札参加する場合でも県に確認書類を提出する必要があります。



4月以降も毎月会場やオンラインで説明会を開催します。

